

アルコール検知器使用義務の延期について

安全運転管理者が行う運転前後の酒気帯び確認において、本年 10 月 1 日からアルコール検知器の使用が義務化される予定でしたが、最近のアルコール検知器の供給状況を踏まえて、

当分の間、延期する

こととなりました。

なお、令和 4 年 4 月 1 日から義務化されている、

- 運転前後の目視等による酒気帯び確認
- 確認内容の記録化（1 年間保存）

につきましては、引続き適用されますので、適切に行われますようお願いします。

義 務 の 内 容	令和 4 年 4 月 1 日～	令和 4 年 1 0 月 1 日～
目視等による酒気帯び確認	令和 4 年 4 月 1 日から 義務化されています。	
確認内容の記録と 1 年保存		
アルコール検知器を用いた 酒気帯び確認		当分の間延期 されました。
アルコール検知器の 常時有効保持		

- ◎ 「目視等による酒気帯び確認」「確認内容の記録及び記録の 1 年保存」については、10 月 1 日以降も引き続き実施してください。
- ◎ アルコール検知器の使用義務化に向けて、早めにアルコール検知器を準備しましょう。
- ◎ 義務化前であっても、アルコール検知器を活用した酒気帯び確認は、飲酒運転防止に有効ですので積極的に活用しましょう。